

令和８年度 第１回新見市地域包括支援センター運営協議会 会議報告書	
１．開催日時	令和８年７月２日（木）１３時３０分から１４時４０分
２．開催場所	新見市役所 南庁舎３階大会議室
３．出席状況	出席者 吉田委員、木下委員、富谷委員、船越委員、小林委員、 藤野委員、北原委員、高瀬委員、 欠席者 安部委員、大手委員 事務局 新見市地域包括支援センター 大原所長、安達主幹、 稲岡主任、川上主任、中川主任、東社会福祉士、氏平社会福祉士、 高齢者支援課介護保険係 小谷補佐 高齢者支援課高齢者福祉係 長谷川主事 福祉課社会援護係 山室主任
４．協議事項	（１）令和７年度新見市地域包括支援センターの運営状況 （２）令和８年度新見市地域包括支援センター運営方針（案） 並びに事業計画（案） （３）認知症初期集中支援推進事業 （４）地域密着型サービスについて （５）地域密着型サービス事業所の新規指定について
５．議 事	以下の概要のとおり

【議事概要】

○委員の紹介

委嘱期間満了により新たに委員を委嘱した。

○会の成立について

出席委員は８名。新見市地域包括支援センター運営協議会要綱の規定により過半数に達している旨を報告した。

○役員改選について

吉田会長、木下副会長に決まる。

○会長あいさつ

吉田会長よりあいさつがなされる。

○協議事項

会 長： 協議事項（１）令和７年度新見市地域包括支援センターの運営状況について、事務局より説明を求める。

事務局： （資料１～１６ページと、スライド資料、配布資料により説明）

事前質問①小地域ケア会議について 支援困難型検討ケースの内容を教えてください。

回答認知症高齢者・精神疾患の既往がある又は治療を中断している高齢者、同居している家族が精神疾患を患っている。兄弟等の支援者が本人の状態を理解できていないため必要な支援が受けられない。年金等の収入が少なく生活費の支払いが困難である。年金等の収入が入るとすぐに使い果たし、困窮状態に陥るなど、多くのケースでこれらのような状況が複合的に起こり、支援困難な状況となっています。

事前質問②高齢者虐待状況について、市民へ的高齢者虐待防止に関する普及啓発や研修の必要性についてどのようにお考えでしょうか。

回答令和8年度に社会福祉協議会が主催する新見市権利擁護セミナーに合わせて、市民の方へ高齢者虐待について広報する機会を作っています。

事前質問③包括的・継続的ケアマネジメントについて 環境整備「面」とセンター職員が立ち位置を変えながらサポートする「点」の業務内容について具体的な内容を教えてください。

回答介護支援専門員が、それぞれ担当する高齢者のケアマネジメントを実施する中で、ケース支援に行き詰まる場合、あるいは、関係者から介護支援専門員の後方支援が必要ではないかという声が上がった場合、個々の介護支援専門員さんへの後方支援として相談に乗ったり、場合によっては同行訪問をして支援方針を一緒に考えたりする場合があります。これを、介護支援専門員への「点」の支援と呼んでいます。

他にも、地域には、支援を必要とする高齢者が大勢生活していることが支援困難型ケース会議からも見えてきます。そのような課題に対応できるよう、介護支援専門員等の実践力向上のため、ケアマネジメント向上研修会を実施しています。これを「面」の支援と呼んでいます。

事前質問④介護の手技を習うような機会がありますか。

回答現在介護教室は実施していません。今後要望がありましたら検討したいと考えています。介護支援専門員協会にもご協力をいただき、声を聞かせてもらいたいと考えております。

会 長： 以上の説明について質問や意見はないか。

委 員： 介護の経験から、50代から60代ごろに認知症になったらどうなるのか、知らない人もいると思うので、知る機会を設けてほしい。

会 長： 委員が言われているのは、MCI（軽度認知障害）を含めた認知症のことだと思いますので周知の方をよろしくお願いします。他に質問や意見がないようなら、協議事項（2）令和7年度新見市地域包括支援センター運営方針（案）並びに事業計画（案）について、事務局より説明を求める。

事務局： （資料16～19ページ、スライド資料、配布資料により説明）

事前ご意見①ケアプランデータ連携システムを導入されませんか。

回答令和9年度介護情報基盤の導入もありますので、それに伴い今後検討していく状況です。

事前ご意見②介護サービス事業所の人手不足について、通所の送迎を協力するなど新見市全体で考えることができませんか。

回答市としても、介護人材の不足は、市内の介護サービス提供体制を維持する上で極めて重要な課題であると認識しています。特に中山間地域では、事業所職員の人材不足により、サービス提供体制の維持が大きな課題となっています。市の取組としては、令和6年度から介護人材の確保・定着を目的とした定着奨励金制度を創設し、勤務実績に応じて最大5年間（10万円／年・有資格、5万円／年・無資格）支給する制度を運用しています。また、今年度は岡山県が創設した「中山間地域訪問介護サービス等支援事業補助金」を活用し、本市としても事業に取り組むこととしており、6月議会に補正予算を計上しています。ご提案いただきました通所サービスへの協力体制については、人材不足への対応策の一つとして考えられる一方で、介護保険制度上の整理や運航時の事故等に係る責任の所在、利用者の安全確保などの課題があり、現時点では実施が難しい状況であると考えています。今後も、関係機関の皆様のご意見や他市町の状況を注視しながら、介護人材の確保やサービス提供体制の維持に向けた支援策について調査・研究していきます。

事前ご意見③急な用事が生じた場合、認知症の方を預かって頂ける施設等があるといい。

回答本市には急な用事に対応するための仕組みは整っていない現状です。整備するためには専門的な人員の確保や受け入れ体制の課題などがあり、すぐに新たな仕組みを整備することは困難と考えています。まずは既存の介護サービスを活用しながら、ご家族の負担軽減に努めるとともに、必要な支援の在り方について、他市等の事例を参考にしたいと考えております。

事前ご意見④高齢者のシェアハウスの現在の状況と新見市の取り組みについて教えてください。「小規模・地域共生ホーム型 CCRC」と「高齢者のシェアハウス」は同じものでしょうか。

回答昨年、政府において過疎地域などを対象に高齢者が安心して暮らせる住まいの確保に向け、小規模なシェアハウスの整備を進める方向性が示されており、今後3年間で100か所程度の整備を目指す方針が報じられております。これは、既存の介護施設などを活用し、地域ケアの拠点として位置づける新たな取り組みであると認識しております。一方、本市におきましては、現時点で高齢者シェアハウスに関する具体的なニーズや事業化の可能性について把握している状況にはございませんし、現段階では本市独自に高齢者シェアハウスを整備する考えはございませんが、今後、国の制度設計や支援策、近隣他市の取り組み状況について情報収集に努めるとともに、本市の実情に即した、高齢者の住まいのあり方について調べてまいりたいと考えております。それから2番目、小規模地域共生ホーム型 CCRC と高齢者のシェアハウスは同じものかどうかというご質問です。小規模地域共生ホーム型 CCRC は、高齢者が安心して暮らせる住まいに加え、医療・介護・生活支援や地域住民との交流を組み合わせた地域づくりの考え方と思っております。高齢者シェアハウスは、高齢者が共同生活を送る住まいの形態を指すもので、小規模・地域共生ホーム型 CCRC と高齢者ハウスは同じものではないと考えております。高齢者シェアハウスは、小規模・地域共生ホーム型 CCRC を構成する住まいの一つとして活用されるものと思われま。

会 長： 質問や意見はないか。

会 長： つづいて、協議事項（３）認知症初期集中支援推進事業について、事務局より説明を求める。

事務局： （資料２１～２２ページにより説明）

会 長： 以上の説明に質問はあるか。

会 長： つづいて、協議事項（４）地域密着型サービスについて、事務局より説明を求める。

事務局： （資料２３～２７ページにより説明）

会 長： 説明に対する質問はあるか。

会 長： それではつづいて、協議事項（５）地域密着型サービスの指定について、事務局より説明を求める。

事務局： （資料２３ページにより説明）

会 長： 以上の説明に質問やご意見はあるか。

委 員： ケアマネの立場から意見です。（多分人手不足もあると思うのですが、）この通所施設は、特浴、機械浴がある施設なので、車椅子の方をお願いすることが多いです。私が担当している少し離れた地区の方は、車椅子の方の特浴ができる施設が近くになくて、お願いできない。ケアマネとしては頼りたいけれども、施設としては、受けられないという現状が実際にあります。受けられない理由は、車いすの方になると、送迎が２人態勢で行かないといけないと言われます。利用したい人がいないからではなく、うまくマッチングができてないから、こういう結果になっているのかなって思いました。

会 長： 他は質問や意見はないか。ないようであれば、その他全体を通して何か意見があるか。

委 員： 差し替え資料としていただいた資料４の説明をお願いします。

事務局： （資料４ ２０ページにより説明）

７番のクローバーさんの住所に誤りがありましたので、差し替えをさせていただいております。資料４につきましては、令和８年度介護予防プラン作成業務委託事業所としまして、１から１４の事業所と委託契約を結ばせていただき、プランの一部を作っている表になっております。８番と９番の間に終了とありますが、今後委託しても利用がないと思われるため、８年度で終了となっております。逆に１０番と１４番ですが、こちらはご利用したいという方がいらっしゃいますので、その事業所さんと委託契約を結んで、新たに委託をさせていただいている事業所となります。

○その他

委 員： 出前講座ですが、市内に３２の老人クラブがあるのですが、要望したら来ていただけるか。

事務局： 出向いて講座をさせていただきます。申し込みをいただきたい。

委 員： この度、病院が合併するということをお耳にしていると思います。地域医療構想という言葉はご存知と思いますが、今厚生労働省が言っているのは、病院はどのような病気を受けた方が良いかを機能別に、要するに先進的な救急をやるのか、それとも慢性疾

患のような在宅の方に力を入れていくのか、機能別の病院をやっていくように全国的になってきております。まだどちらの病院が選択をされるのかは私にはわかりませんが、今後ベッド数が減るのは確実ですので、万が一インフルエンザとかコロナとかが発生した場合に、自分の地域だけで入院を対処するのは難しいのではないかと思います。ますます地域医療と、介護職の皆さんと顔の見える連携というのが必要になってくると思います。在宅も含めてですが、多職種連携で支えていくしかないと思いますので、是非ともご協力をいただきたいと思います。先生方も大学の先生方もよろしくお願いいたします。以上でございます。

○閉会あいさつ

木下副会長よりあいさつがなされる。